



中小企業の方は対策  
してくださいね！！

# 「税制改正で得する会社、 損する会社の分かれ道とは？」

(株)日本中央会計事務所・日本中央税理士法人  
代表取締役 税理士 見田村 元宣

T E L 03 -3539 -3047

E -mail [soudan@j-central.jp](mailto:soudan@j-central.jp)

**（必ずお読み下さい！！）**

本冊子は一般的な同族会社を前提として記載致します。

また、この内容は平成19年1月5日時点で判明している内容に基づいて書いております。

そのため、詳細が不明な部分もあります。今後の通達が発表され次第、【無料メールマガジンの中で】お知らせいたします。

また、無料メールマガジンにご登録頂いていない方はご登録ください。

ご登録は <http://www.mag2.com/m/0000149102.htm>

また、なるべく一般の方にも内容が伝わるように、厳密な要件、表現、細かな内容は敢えて避けております。

そのため、非常に厳密なことを言えば言葉が足りない部分もあります。

ただ、「こういうことができる」ということをお伝えするのが趣旨なので、ご了承下さい。

そのため、具体的な対策を実行する際は必ず顧問税理士、または、弊社までご相談下さい。

それから、平成18年度の税制改正は基本的に平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

そして、1年が事業年度の前提であれば、税制改正が適用される最初の事業年度は「平成18年4月1日～平成19年3月31日」になります。

つまり、最初に提出する申告書は平成19年5月31日までに提出するものということになります。

内容に関するご質問は【必ずご予約の上で】お願い致します。 ご予約は03-3539-3047 または、 <a href="mailto:soudan@j-central.jp">soudan@j-central.jp</a> まで。
--

平成19年1月5日

株式会社 日本中央会計事務所、日本中央税理士法人  
代表取締役 代表社員 税理士 見田村 元宣

## 同族会社の社長に対する給与所得控除の損金不算入について

### 【適用時期】

平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

昨年の12月に平成18年度の税制改正の概要が発表されました。

その中に同族会社は増税になる改正内容が含まれていました。

では、これはどんな内容で、どのような対策をすればいいのでしょうか。

まず、この対象になる同族会社は下記の要件を両方とも満たした同族会社です。

その会社の社長とその同族関係者が発行済株式の90%以上を持っていること（期末の状況で判定）

その会社の社長とその同族関係者の数が常勤役員 数の50%超であること（期末の状況で判定）

このPDFでいう「常勤役員」とは、単に取締役会に参加し、業務執行の意思決定に参加しているだけでなく、会社の経営に関する業務を実質的に、かつ、日常的に継続して行なっている役員のことを指します。

これらの要件を共に満たした場合、その会社の社長に対して支給する給与の給与所得控除額は法人税の計算上、経費にさせないということなのです。

ちなみに年収に応じた給与所得控除額は下記の表で計算します。

給与の額面金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	給与の額面金額×40%
180万円超 360万円以下	給与の額面金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	給与の額面金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	給与の額面金額×10%+120万円
1,000万円超	給与の額面金額×5%+170万円

例えば、社長の年収が900万円なら、給与所得控除額は「900万円×10%+120万円=210万円」になります。

だから、社長個人は「900万円 - 210万円 = 690万円」に対して個人の税金（所得税、住民税）がかかるのです。

この210万円を法人税の計算上、経費にさせないということなのです。

つまり、個人の税金は変わらないが、法人税が増税になるということなのです。

例えば、下記のケースで考えてみましょう。

**ケース1**

法人の所得30万円、社長の年収900万円

この場合、法人税の対象になる金額は下記ようになります。

改正前	改正後
30万円	30万円 + 210万円（900万円の給与所得控除額） = 240万円

さらに、ケース2をみてみましょう。

**ケース2**

法人の所得300万円、社長の年収1,500万円

この場合、法人税の対象になる金額は下記ようになります。

改正前	改正後
300万円	300万円 + 245万円（1,500万円の給与所得控除額） = 545万円

いずれのケースも大きく増税されてしまいます。それでは、何かいい対策はないのでしょうか。

ただし、改正後も増税にならない同族会社があります。

それは、下記の または のいずれかの同族会社です。

だから、下記の または に該当する会社は対策をする必要がありません。

法人の所得 + 社長の給与 800万円

800万円 < 法人の所得 + 社長の給与 3,000万円

かつ

社長の給与 (法人の所得 + 社長の給与) × 50%

( に該当する会社の例 ) 法人の所得600万円、社長の給与500万円の場合

・ 800万円 < 600万円 + 500万円 = 1,100万円 3,000万円

・ 500万円 1,100万円 × 50%

平成19年度の税制改正大綱で上記800万円は1,600万円に改正されるとの記載がありました。

そのため、平成19年4月1日以降に開始する事業年度は1,600万円に読み替えて、お考え下さい。

ただ、18年4月1日以降に開始する事業年度に関しては800万円が適用されます。

(注意点)

「法人の所得 + 社長の給与」は直近3期の平均額のことをいいます。また、設立1期目で直近の事業年度がない場合は、設立1期目の事業年度のみで判定します。なお、ここでいう法人の所得は本来の金額ではありません。次の算式で計算した金額になりますので、注意が必要です。

「法人の所得 = 法人の本来の所得の金額 + その期に控除した繰越欠損金」  
つまり、「法人の所得 = 繰越欠損金控除前の所得の金額」ということです。

では、具体的にどのような対策が考えられるのでしょうか。

(対策その1) 従業員を役員に登用し、同族関係者が常勤役員の50%超を占めないようにする

まず、確認です。

なお、役員として未登記でも、税金の計算上は役員になる同族関係者もいます。

その点は注意が必要です。

話を戻します。

この規定は同族関係者が常勤役員の50%超でなければ、適用されません。

だから、従業員を役員に昇格させます。

従業員であれば通常は常勤ですから、常勤役員になることができます。

友人などの第三者に役員になってもらっても、非常勤役員です。

この規定はあくまでも常勤役員の中で判定になりますから、非常勤役員を増やしても対策になりません。

具体的な算式で書くようになります。

分母のうち、社長及び常勤の同族関係者の数

期末時点での常勤役員の総人数

この算式で計算した割合が50%以下なら、この規定から逃れることができます。

つまり、同族関係者の数が常勤役員の1/2以下ならOKなのです。

(対策その2) 同族関係者を役員登記から外す

新会社法により取締役が1名だけの株式会社が認められるようになりました。

そこで、この制度を使って、この税制の対策を考えてみました。

現状、取締役3名、監査役1名の全員が同族関係者である会社を例にとります。

まず、社長のみを取締役に残し、残りの3名の同族関係者を役員から外します。

次に、従業員を役員に昇格させます。

そうすると判定の算式は下記のようになり、この税制の対象外になります。

分母のうち、社長及び常勤の同族関係者の数(1名) = 50%  
期末時点での常勤役員の総人数(2名)

(対策その3) 同族関係者の給与の配分を変える方法

この規定で増税の対象になるのは、あくまでも社長の給与のみです。

だから、社長の給与を減らし、専務である妻などの同族関係者の給与を増やす対策が考えられます。

ただし、職務内容に応じた金額のバランスに注意しなければなりません。

このバランスについては、顧問税理士、または、弊社までご相談下さい。

(対策その4) 発行済み株式の10%超を同族関係者以外に所有させる

この規定はP3に書いた2つの要件をともに満たした会社が対象になります。

そのため、株式の保有割合の要件の対策も考えられるのです。

例えば、従業員持株会などに株式を移行させる対策が考えられます。

また、息子の妻の両親もここでいう同族関係者からは外れますので、息子の妻の両親に株式を保有してもらうことも考えられます。

ただし、いずれの方法であれ、その移行させた相手が同族関係者の意向に沿うものだと判定された場合には、この株式を移行させた効果は全くありません。

そのため、この増税対策のために取引先と株式を持ち合うことは相手の意向に沿う株主とされ、国税庁から発表された質疑応答事例の中で駄目と記載されています。

だから、株式を移行させても、議決権は全て同族関係者が持っていることと実質的に同じであれば駄目ということです。

ただ、この株主の判定に関して、明確な線引きは作りにくいと思うので、実質判定というグレーゾーンになります。

そのため、株式を移行させた理由、背景などの合理性が必要になります。

これに関して、ちょっと私の私見です。

その移行に合理性があるかどうかは微妙な判定になる可能性もあります。

であれば、チャレンジしてもいいのではないのでしょうか。

最初からあきらめてしまえば、ずーっとなんと増税の対象になるだけです。

税務調査で否認されたとしても、本税は元々、支払わなければならなかった税金です。

そのため、対策しなかった場合に比べて余分に支払う税金は過少申告加算税や延滞税などだけです。

必要以上に保守的になる必要はありません。

きちんと合理性が持てるなら、株式の移行をするのもありだと思います。

(対策その5) 生命保険の加入などで法人の所得を圧縮して上記 に該当するケース

上でも書いたように「法人の所得 + 社長の給与 800万円」ならば、適用されません。

だから、生命保険の加入などで法人の所得を減らします。

これだけで対策ができる場合もあります。

また、個人契約の生命保険を法人契約の生命保険に切り替える対策も考えられます。

当然、切り替え後は個人の保険料の負担が減ります。

そのため、役員の給与を減らしても生活レベルは落とさずに済みます。

役員の給与を減らせば、上記算式の範囲内になるかもしれません。

また、法人としては、保険料が経費になるタイプの生命保険であれば、所得が減ります。

結果として、上記算式の範囲内になるかもしれません。

この対策に関しては微妙なバランスになる可能性があるので、試しに計算してみるといいでしょう。

## 役員賞与について

### 【適用時期】

平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

今までは役員賞与については税金の計算上、経費にすることができませんでした。

ただし、改正後は一定の基準を満たした役員賞与については、税金の計算上、経費にすることができます。

その一定の基準とは次の3つ全てを満たすことです。

あらかじめ定めた規程により支給するもの

決まった時期に、決まった額を支給するもの

税務署長に届出を出しているもの

ただ、結果として、事前に「時期」と「支給額」を決めなければならないのなら、定時の株主総会で、年間の役員報酬を決めるのと同じです。

結果として、中小企業にとっては得になる改正ではないですね。

## 役員給与について

### 【適用時期】

平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

平成18年6月20日に国税庁から「役員給与に関するQ & A」が発表されました。

その中で定時株主総会において役員報酬を増額させた場合の取り扱いの詳細が判明しました。

改正前はこの増額分を期首に遡って、支払っても損金に算入することができました。

しかし、改正後はこの増額分を損金に算入することができません。

つまり、改正後は支払うことはできますが、損金には算入されないということです。

最後に

税制改正の内容はいかがだったでしょうか。

今回の税制改正は何といても、今回のPDFで取り上げた「同族会社の社長の給与の給与と所得控除の改正」がショッキングでしたね。

我々も自民党から税制改正の概要が発表されてびっくりしました。

もちろん、通達が発表されておられませんので、100%の詳細は明らかになっておりません。

また、税制改正は膨大な量ですから、今回のPDFファイルが税制改正の全てではありません。

今後、税制改正などのお知らせはまぐまぐからの【無料メールマガジン「会計事務所がこっそり教える 隣の社長が儲かる理由」の中で】お知らせいたします。  
ご登録は <http://www.mag2.com/m/0000149102.htm>

それから、再度の確認ですが、平成18年度の税制改正は基本的に平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

だから、1年が事業年度の前提であれば、税制改正が適用される最初の事業年度は「平成18年4月1日～平成19年3月31日」になります。

つまり、最初に提出する申告書は平成19年5月31日までに提出するものですね。

その点にご注意下さい。

内容に関するご質問は【必ずご予約の上で】お願い致します。  
ご予約は03-3539-3047 または、[soudan@j-central.jp](mailto:soudan@j-central.jp) まで。

平成19年1月5日  
株式会社 日本中央会計事務所  
日本中央税理士法人  
代表取締役 代表社員  
税理士 見田村 元宣

## 節税のことをもっと知りたい方へ

もっと節税ノウハウをお知りになりたい方は、節税ノウハウを  
まとめた「絶対節税の裏技77」をご覧ください。

<http://www.77setsuzei.com>

### 「絶対節税の裏技77」をお読み頂いた方々の感想

大阪府豊中市 フジタ和光住宅株式会社 藤田 準 様

市販の節税に関する本には書かれていないつっこんだ内容も多く、実際の節税に役にたちそうです。

確かに、**購入金額の何倍～何十倍は1回の決算で取り返せるでしょう。**今後も新しい対策があればご教示いただきたいと思います。

東京都荒川区 税理士 荒尾 成利 様

全体的に、コンパクトに纏められていて、お客様へ提案する時の参考になりました。「交際費がある程度、必要な業種なら？」について、小生もこの方法を既に導入しておりますが、文中で を増やしても、 はそれ以上に を しまう場合が多いという点が、非常に共感を持ちました。

お客様へ交際費の減少（売上に結びつかない交際費はしない）を提案してきましたが、小生も同様な経験があります。粘り強く改善したいと思いました（笑）。

「帳簿に載っている が、現実にあるかチェックしていないなら？」について、小生も帳簿に載っている が、現実には無い経験があります。

悩むのは、 をする日の決定ですが、先生の著書で、小生と同じ解釈だったので、安心しました。なかなか、**ここまで踏み込んで書く書籍がないので、非常に助かりました。**

最後に、非常に読みやすく、お客様への提案資料として参考になります。節税についても4つのマトリックスに分けられており、節税の種類が一目で分かります。

小生も同業者であります。お客様へ無駄な税金は、払って欲しくはないので、先生の



思います。またそのためにも、この裏技を頭に叩き込んでおき、アンテナを張るごとく、該当しそうなものには貪欲に突き進んでいきたいと考えております。また、この方法が使えましたっ！という報告ができるように精進していきます。直に、発想の転換という体験させていただき、本当にありがとうございました。

茨城県竜ヶ崎市 税理士 信野 正人 様

まず、「絶対節税の裏技77」のボリュームに圧倒されました。よくぞ、ここまでまとめあげられたというのが率直な感想です。節税について4種類に分類し、77項目について、どの節税に分類されるのかが本当に分かりやすく書かれてあります。

中には過激かなと思う部分もありますが、調査で否認される可能性や、これはしてはいけないということも書かれてあります。**脱税ではなく、正しい節税（会社にお金を残すこと）をして、中小企業を元気にしよう！！**という見田村さんの使命感が伝わってきます。

4種類の分類とマニュアル化により、今、自分の会社がどういった節税をすべきか、又は、できるかがわかると思います。同業者（会計事務所）のチェック項目にもなると思いました。

東京都港区 ライフデザインジャパン 清光 勝則 様

**ちまたには節税の本はごまんとあるが、これ程判りやすく、効果的な本に出会った事はありませんでした。**内容が質問形式で、「お金が必要な節税について、税金の減少か、先送りにするのか」と「お金が不要な節税について、税金の減少か、先送りにするのか」とに分け、節税の種類が一目で判り、確認するときにとっても便利です。この本を読むと、やるべき節税方法を間違えていたり、節税ができていないばかりか、全く節税対策をしていなかったり会社が多いことに気付きました。

**この本を基によく理解し、正しい節税対策をすると、なんと会社に残る資金が増加することになり、この本の価値が、何倍、何十倍以上にアップすることは間違いありません。**

経理を全て公認会計士に丸投げしていたり、顧問税理士に任せっきりであった経営者のみなさんは一度、節税を最大限に提案しているか、確認してみるの面白いと思います。納めるべき税金はきっちりと納め、会社に残す資金はきっちりと増やすことが確定できるのが、この「裏技77」です。私のお奨めです。

千葉県船橋市 税理士 大久保 任尉 様

切り口が非常に面白いと思います。これだけの種類の節税方法がコンパクトにまとまっていて、使いやすいですね。確かに、**市販の本には書いてないことがたくさんあり**、面白

くて一気に読んでしまいました。この1冊で一般的な節税対策のかなりの部分がカバーできると思います。

神奈川県川崎市 税理士 大原 政人 様

大変分かりやすく書かれており、参考になりました。

新潟県新潟市 新潟中央水産市場株式会社 西澤 裕之 様

知識を再整理し、新たな知識を吸収できた。

大阪府大阪市 株式会社サクセスブレナー 代表取締役 宮川 明 様

**「節税の方法って、こんなにたくさんあるんだ！！」これがこのマニュアルを見た最初の感想でした。**しかも、税金のことが分からない私にも分かるように書かれていますし、4種類に分類されているので、簡単に必要な情報を探すことができます。儲かっている会社、およびこれから儲かる予定の人は必見の内容ですね。

東京都渋谷区 株式会社経理がよくなる 代表取締役 税理士 児玉 尚彦 様

私も『中小企業の節税ガイドブック』（中央経済社）という本を出していますので、節税については少しうるさいつもりです。**ハッキリ言って、この「絶対節税の裏技77」には、本としてはゼッタイ出版できないネタが書かれています。**

**税務調査でもっとも微妙な、「いくらまでなら大丈夫」「どの程度なら否認されない」というところまで踏み込んで書かれているからです。**この部分は、本屋さんで売っている本には絶対に書いてありません（私も出版するとき、編集者に削られました）。でも、そこが知りたい部分なんですよ。まさに節税のウラ本といえるでしょう。ここまで書いた見田村先生の勇氣ある行動に、税理士として脱帽します。

神奈川県横浜市 株式会社ランドトリニティ 代表取締役 鈴木裕則 様

節税の知識がほとんどない私でも理解できました。節税ってもっと難しいものだと思っていましたが、素人でも簡単にできる節税が多いのですね。

ありがとうございます。

東京都渋谷区 株式会社レグナ 斉藤智英 様

私は経理を担当していますが、この節税マニュアルで決算前にチェックしようと思います。また、節税が項目別にまとまっているので、使いやすいですね。

神奈川県横浜市 有限会社ファーストクリエイト 代表取締役 吉村創一 様

本当にありがとうございます。いい節税ができたことに感謝いたします。特に、節税を4種類に分けるということは非常に新鮮でした。今後もよろしくお願いします。

東京都大田区 さんたんだ会計 税理士 三反田豊 様

とても生々しい節税ネタが・・・。  
そこまで話していいの？と思ってしまいました。これを、読むのと読まないのでは会社の経営が全然変わってくると思います。必読です。おすすめします！

大阪府大阪市 今村仁税理士事務所 税理士 今村仁 様

これははっきり言って、節税の裏のウラまで網羅した冊子になっていると思います。そして結構生々しい現場の声までもが、書かれています。この小冊子を書かれているときに丁度お会いする機会がありましたが、見田村先生の目が充血していたのを覚えています。力作ですね。

東京都千代田区 有限会社アクアコンサルティング 代表取締役 税理士 中川聡 様

とても興味深い内容で、さっそく自社のクライアントに向けて活用していきたいと思えます。今まで利用していた節税方法も一部書いてあり、より自信を持ってプランニングできるようになりました。

埼玉県所沢市 有限会社はなまる企画 代表取締役 あらがみかずこ 様

とっても参考になりました。お金のことは苦手意識が強く、本を読むのもあまり気が進まないのですが、このレポートはすっごくわかりやすく、読みやすく、親切に作られているのがよくわかりました。これなら私でも逃げずにできそう。このレポートはすっごく

わかりやすく、読みやすく、親切に作られているのがよくわかりました。

愛知県名古屋市 有限会社溝口メンタルセラピストオフィス 代表取締役 溝口耕児 様

**実は、買うべきか迷ってました。**値段が29,800円だからです。でも、この節税マニュアルを買って良かったと思います。節税のことが非常にわかりやすく、素人の私でも理解できました。

また、今まで聞いたことが無い節税も満載でビックリしました。節税のことは難しいですが、この本を読んでかなりのことが理解できました。

この節税マニュアルの内容を顧問税理士の先生と相談しながら、実践していきたいと思っています。確かに、1回の決算で十分に元が取れますね。ありがとうございました。

長野県長野市 田中 睦土 様

「絶対節税の裏技 77」読ませていただきました。私は経理関係でもなくただのサラリーマンですが思わず買ってしまいました。**現実、市販本では「これは節税できます」って感じのものが多く感じていましたが、こんな風に考えていて、こういう様に節税というのは行うのですという書き方で私などでも納得しました。**いずれ会社を立ち上げていきたいとは思っていますので、良い勉強をさせていただきました。

神奈川県横浜市 税理士 佐藤 亜津子 様

「絶対節税の裏技 77」読ませていただきました。**内容の濃いいわゆるグレ - ソ - ンにもかなり言及した内容で大変勉強になりました。**ありがとうございました。お客様に積極的に提案していきたいと思っています。

福岡県博多市 有限会社ライトニング 後藤 誠志 様

簡単明瞭で非常に分かりやすく、役立ちました。普通の税理士はこれをもったいぶって小出しにしているように思われます。脱税防止にも合法的な節税はもっと一般に開示すべきだと思います。

愛知県日進市 榊原正二 様

担当会計事務所からはまったくこのような話はありませんでした。本当に会社のことを考えてくれるのは誰なのかを考えさせられました。

東京都杉並区 野田ゆり 様

会社設立自体が節税目的だったのでこの情報はとても参考になった。とくに、消費税を払わないための子会社対策などが役に立ちそうです。

群馬県高崎市 税理士 小澤昌人 様

この本を読ませていただき、まず感心したのは、節税を4種類に分けてあることです。このような内容をこれまで口頭でなんとなく説明してきましたが、こう書くと体系的でわかりやすかったのかと目からウロコでした。節税にお金がかかるということを説明するまで知らない人は多いですね。これまでの書籍が節税できるというプラス面だけ強調し、マイナス面を書いていなかったことにも原因はあると思います。

また、「本書の特徴」にあるように、「市販されている節税の本よりもかなりギリギリまでの内容」が書かれていて、先生の度胸に感心しました。等を見ても、グレーゾーンに対して具体的な金額が書いてありますし。この辺りは、どの事務所も独自の基準でやっていると思いますが、たたき台が出来たのではないのでしょうか。

個人的な話ですが、もっと力を付けたら、グレーゾーンで税務署と喧嘩が出来るくらいになりたいと思います。現状は租税法主義じゃないですもんね。

自分の事務所については、節税が私個人の巧の技になっていた気がします。大きな会計事務所さんは標準化されたものを事務所内にお持ちなのかもしれませんが、自分の事務所では、いかに事務所全体で節税のノウハウを使えるようにするかが一つのテーマでした。この本をベースに、節税についても事務所内のレベルを平準化したいと考えています。

最後に、先生がこの本をお書きになったことの意義について、私の見解を書かせていただきます。納税者がこの本を読むことにより、彼らのレベルが一段高くなり、我々はその一段高くなった納税者を相手に商売をしなければならなくなると思います。本来、経営者も税金や会計の勉強をするべきなのに、していなかったのも事実です。先生も書かれている通り、節税は専門知識の無い人にも出来るものが多いにもかかわらず。また、税理士がお客様の自立を妨げていたのも、ある意味で事実でしょう。

これまで税理士は、知識が無い、いわば「素人」を相手に商売をしてきました。経営者が無知だったのは彼ら自身にも責任があるのですが、そのぬるま湯の中で、税理士も楽をしていたとも言えましょう。そのくせ顧問料が上がらないとか言ったりして。

しかし、どの業界でも消費者のプロ化現象は起こっています。税理士業界でも遅かれ早

かれ、消費者＝納税者はプロ化するでしょうし、しなければなりません。

岡本史郎先生は『裏帳簿のススメ』等の著書の中で、会計事務所は何もわかっていないと書きました。児玉尚彦先生は、儲かる経理を訴え、経理合理化を推進しています。見田村先生は、節税を納税者に解放しました。

これらを見ると、この業界にも地殻変動が起きつつあると感じています。この「真の」プロ化への流れは避けようが無いですね。こうした流れに気づいて行動するか、見ない振りをするのか、はたまたまるで気づかないのか、税理士の選別が始まると考えています。

私も不勉強を反省することが多いのですが、それでも中小企業の最も身近な立場からアドバイスをできるのは、税理士しかいないと思っています。先生は「節税を通じて、日本の中小企業を元気にする。これが税理士業に携わってきた私の今後の使命だと考えているからです。」と書かれました。私も、税理士業に携わる者として、中小企業を元気にすることは使命だと考えています。「中小企業の節税を考える会」に参加させていただきたいと考えたのも、以上のような理由からです。よろしくお願い申し上げます。

末筆になりますが、先生の今後のご活躍を期待しております。

東京都大田区 有限会社 ファミリー共済システム 磯部史朗 様

目からウロコが落ちるような勢いで一気に読ませて頂きました。**見田村先生の分かりやすく丁寧な筆頭にまさに感動いたしました。**今後も必要な税金を必要な分だけキッチリと納めて無駄の無いように経営したいと心が奮い立ちました。

大阪府大阪市 株式会社アークスペース 中井哲矢 様

当社の事業年度は2年となります。**本屋でいろんな本を買いあさりしましたが、中々核心を突いた内容に出会えませんでした。この本は、金額は勿論、主観を含め書いて頂いているため、本当に参考になります。**

特に、交際費や出張旅費などの日常的な部分は、即実践できるものでしたし、経理の方法や、支払い手数料などの発想の転換にも驚きました。中でも、『期末に予想外の利益がでそうなら を しまえばいい』という発送には、とても驚かされました。現在は、必要でない項目も沢山ありましたがいつも横に置き、不安になったときのパイプルにしたいと思っています。今後、また、出版された歳には、是非、お声がけ頂きたいと思います。本当にありがとうございました。

福岡県福岡市 有限会社愛信 古野啓介 様

大変参考にさせて頂きました。おかげさまで、具体的な節税方法を見出す事が出来、会

社の運営も順調です。ありがとうございました。

中華人民共和国 香港特別行政区 恒明泉祥有限公司 福永靖文 様

弊社は、香港や中国に進出している（進出したい）企業を総合的にバックアップしております。このキャッチコピー「絶対節税の裏技77」を観た瞬間、発注ボタンをクリックしました。私達のクライアントは、香港や中国の日系現地法人が多く、香港の税制だけでは物事を大局的に見れない事も多々あります。この貴重な情報を参考にさせて頂きながら、香港や中国で活躍されている現地日系企業に適切な節税のアドバイスをさせて頂きたいと思っています。

大阪市西区 株式会社ブルースブラッシュ 福田和美 様

わかりやすく書かれているので理解しやすい。脱税ではなく、節税は必要なので参考にさせて頂きます。弊社に合うかどうかは顧問会計士の先生に相談したいと思います。顧問会計士の先生に具体的に相談できることができたということが最大のメリットです。

静岡県沼津市 有限会社アベックス 木村治司 様

なるほどと思えるところが多く、大変、勉強になりました。考えつきそうで考え付かないアイデアが多く含まれていて良かった。

愛知県名古屋市 税理士 森本雄一 様

この本は大変読みやすく、会社を設立したばかりの創業者の方でも理解できる内容になっています。また、これだけの内容まで踏み込んで書かれた本は、私の知る限りではありません。今後も見田村先生の活動に注目致します。

岐阜県高山市 株式会社プラスゲイン 今井正博 様

実践的で役立ちました。来期の決算が楽しみです。

京都府宇治市 株式会社ナンゴー 南郷真 様

内容が具体的で分かりやすい。項目別で見やすい。頭の中でぼんやりと考えていたことが、この本を読むことで再確認できる。

大阪府大阪市 税理士 島野卓治 様

この本を読むと解っている内容も多いのですが（会計事務所なので）何より体系的にまとめられており、一般的な方にも理解して頂ける内容になっていることにびっくりしました。是非、顧問先への提案資料の参考にさせていただきます。

北海道札幌市 社会保険労務士 佐藤久美子 様

大変、参考になりました。いくつかの疑問点が解消されました。消費税編は特に参考になりました。今後、クライアント様との話題に活用させていただきます。

大阪府大阪市 株式会社マスターサービス 藤山拓也 様

お客様からの相談に対しても、満足して頂ける対応ができるようになった。非常に参考になりました。今後もドンドン活用していきます。

大阪府大阪市 ファイナンシャルプランナー 山本法生 様

この冊子を読んで「節税」の常識が変わりました。まさに、裏技と呼ぶにふさわしい節税方法の連続で、「こんなすごい事まで書いてあるんだ」と唸りながらも一気に読んでしまいました。ここまで突っ込んだ具体的な事を書けるというのは、やはり、今までの実績と経験が裏付けとしてあるからだという見田村先生の自信を冊子から感じました。正しい節税方法（中には過激なものもありますが（笑））を伝えて、中小企業を元気にしたいという使命感は、私と通ずるものがあります。節税で悩んでいるならば、迷わずお勧めできる一冊です。こういった本当に使える節税方法は、実際に効果が出る程ものこそなかなか一般に公開しにくいものです。しかし、この冊子はそんな事はおかまいなしです！見事という他ありません。

神奈川県横浜市 株式会社山仁コーポレーション 吉田隆英 様

文章がテンポ良く、非常に読みやすかった。役員報酬や交際費の扱いなど、普段、扱いに迷う部分に具体的な目安が示されているので、経理処理が楽になるであろう。

東京都中央区 税理士 立野晴朗 様

“裏技”と銘打っているが、実は見田村先生の実務を通じて“裏打ち”された“間合い”の取り方の教本である、というのが率直な感想です。

まさに節税の“真打ち”登場！といったところでしょう。税務の現場の最前線を走り続けているからこそその貴重なエッセンスを使って、利用者の節税レベルが高められていくことが期待されます。

熊本県熊本市 有限会社地域ネットジャパン 坂梨貴士 様

この本を読んで思ったことは、今までありきたりの節税法しか聞いてなかったんだと気付きました。今まで無理だとあきらめていた節税が可能であることがわかり、喜んでおります。是非、第二弾、三弾を作成してください。ありがとうございました。

もっと節税ノウハウをお知りになりたい方は、節税ノウハウを

まとめた「絶対節税の裏技77」をご覧ください。

<http://www.77setsuzei.com>